

■ 今月のトピックス

■ 今月のテーマ

「令和3年度補正予算
(国交省住宅局関連)」

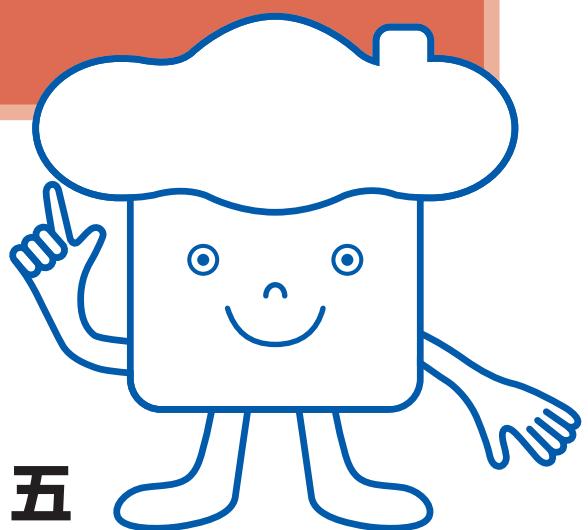
1. 補正予算の枠組み
2. 主要な個別施策の中身について

■ 匠総合法律事務所の法律基礎知識

「匠総合法律事務所ホームページ」

(秋野弁護士)

株式会社 大五



新年 あけましておめでとうございます

旧年中はパナソニック商品ならびに弊社に多大なご支援、ご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

コロナ禍の生活が2年経過し、様々な変化が見られました。「事務所での勤務と在宅勤務」「都市部の暮らしと地方の暮らし」「本業の他に副業も容認」など、働き方、暮らし方、稼ぎ方の変化が定着した1年でした。抑制された生活・行動が常態化してしまいましたが、コロナへの対処方法・ワクチンの普及・治療薬の開発状況なども進み、今年はようやく通常に戻れそうです。

建築業界におきましては、ウッドショックやスチールショックなど、建築資材の不足・高騰により、施工に大きな影響を及ぼした1年でもありました。一方で2021年10月の新設住宅着工戸数は、7万8,004戸(前年同期比10.4%増)と8ヶ月連続の増加となり、厳しい状況の中でも新しい暮らし方への需要基盤は強いものがあるといえます。

建築物省エネ法が改正され、昨年4月より省エネ性能に関する説明義務制度がスタートしました。令和3年度補正予算では、高い省エネ性能を有する住宅に対する支援策として「こどもみらい住宅支援事業」の創設が成立しました。2022年度の税制改正として、住宅ローン控除制度を見直すことが決まり、環境性能の高さに応じて税優遇に濃淡をつけるといった、新しい制度へ変更される予定です。このような動きの中で、今後、省エネ性能の高い住宅への重要度はますます高まってくるといえます。

“住ま～と”では、今年もいっそうアンテナを広げ、省エネ関連をはじめとした新しい情報発信やサポートに、スピード感を持って取り組んでまいります。市場の変化に迅速にご対応いただくために、サポート体制を充実させ、お役に立てる信頼のパートナーになれるよう、社員一同、努力してまいります。

本年も、パナソニック商品ならびに弊社に格別のお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

皆様方のこの一年のご活躍とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

パナソニック(株) ケイミュー(株)
日本オーチス・エレベータ(株)
(株)エクセルシャノン 代理店
ハウスプラスすまい保険 取次店

株式会社 大五
代表取締役社長 大地 健太



●今月のトピックス●

12月10日に発表された税制改正大綱では、前号でお伝えしていたように住宅ローン減税の控除率は現行の1%から0.7%に引き下げられました。一方で、入居期限は2025年末まで延長されるとともに、減税の恩恵を受けられる控除期間が新築住宅では10年間から13年間に延びることになっています。

控除率		一律0.7%	<入居年>	2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅 その他の住宅		5,000万円 4,500万円 4,000万円 3,000万円		4,500万円 3,500万円 3,000万円 0円 (2023年までに新築の建築確認: 2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅 その他の住宅			3,000万円		
	控除期間	新築住宅・買取再販			13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)		
	所得要件				10年		
	床面積要件				2,000万円		50m ² (新築の場合、2023年までに建築確認: 40m ² (所得要件: 1,000万円))

[国交省「令和4年度国土交通省税制改正概要」より]

ただし、上の図表でも分かるように、控除額の算定基準となる借入限度額(年末のローン残高)、控除期間などの条件は、その住宅の省エネ性能で左右されることになり、税制の面でも省エネへの取組がさらに問われるようになってきました。

また、今回の制度は2023年までの入居と2024・2025年の入居でも限度額が大きく変わってくるため、その点も含めた丁寧な説明とご提案が必要です。

今月の
テーマ

「令和3年度補正予算（国交省住宅局関連）」

18歳以下の子どもに対して1人あたり10万円相当の給付が実施される「令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金」など、コロナ禍からの回復のための対策が盛り込まれた令和3年度の補正予算が12月20日に成立しました。

今回の補正予算は、一般会計の歳出総額が35兆9,895億円と補正予算としては過去最大となっており、その財源の多くは国債発行（22兆580億円）で賄われます。

18歳以下への10万円相当の給付については色々な議論もありましたが、住宅関連の補正予算（国交省住宅局）でも、「子ども・子育て支援」が大きなテーマの1つとなっています。

以下では、特に注目すべき施策として「地域型住宅グリーン化事業」「こどもみらい住宅支援事業」を中心に、住宅局関連の補正予算の概要を整理しました。

1.補正予算の枠組み

（1）国・国交省の補正予算の4つの柱

補正予算全体ならびに国交省の補正予算は、11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の以下の4つの柱にそって作られています。

- ✓ 「新型コロナの感染拡大防止」
- ✓ 「社会経済活動の再開と次の危機への備え」
- ✓ 「新しい資本主義の起動」
- ✓ 「防災・減災など安全・安心の確保」

特に住宅市場に関連の深いものは3番目の「新しい資本主義の起動」となり、住宅局関連の予算の内容もこの分野に属するものが中心です。

（2）住宅局関連の補正予算

住宅局の補正予算の2大テーマは「2050年カーボンニュートラル」と「子ども・子育て支援」で、それぞれの施策は以下の通り。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けたクリーン・エネルギー戦略

※予算額は国費

- | | |
|-----------------------|--|
| ○ 地域型住宅グリーン化事業 | 【30億円】（中小工務店によるZEH等整備支援）
→ IT活用による効率的な合同調達等、木材の安定確保に資する先導的な取組を支援対象に追加 |
| ○ こどもみらい住宅支援事業<創設> | 【542億円】
→ 子育て世帯等による高い省エネ性能等を有する新築住宅の取得や省エネ改修を支援 |
| ○ 既存建築物省エネ化推進事業 | 【0.5億円】 |
| ○ 特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業 | 【4.87億円】（UR賃貸の省エネ改修・再エネ導入） |

[国土交通省「令和3年度 住宅局関係補正予算の概要」（令和3年11月26日）より]

子ども・子育て支援

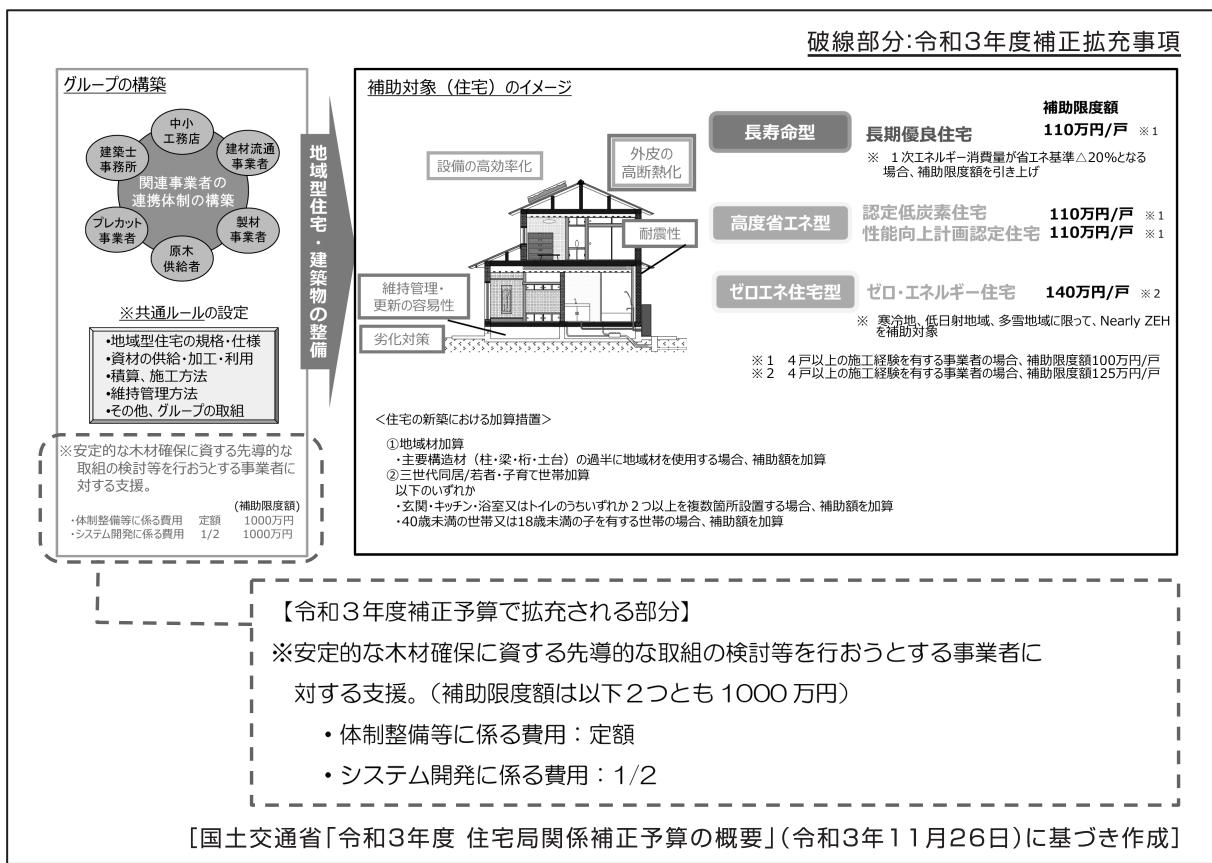
- こどもみらい住宅支援事業<創設> ※再掲 【542億円】
→ 子育て世帯・若者夫婦世帯による、省エネ性能の高い新築住宅の取得や省エネリフォームを支援
- セーフティネット登録住宅における家賃低廉化等 【1.04億円】
→ 子育て世帯等の支援対象を拡充(収入分位25%以下→40%以下(多子世帯50%以下))
- UR賃貸住宅を活用した近居による子育て支援 【24.6億円】
→ 親世帯と近居するために、UR賃貸住宅に新たに入居する子育て世帯の家賃を減額(5年間、20%)
- 子育て支援型共同住宅推進事業 <創設> 【1億円】
→ 子どもの安全・安心や、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する取組みを支援
- 居住支援協議会等活動支援事業 【1億円】

[国土交通省「令和3年度 住宅局関係補正予算の概要」(令和3年11月26日)より]

2. 主要な個別施策の中身について

(1) 地域型住宅グリーン化事業

地域における木造住宅の生産体制を強化するため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネ性能等に優れた木造住宅を供給するグループに対して、従来の制度に加えて「木材の安定確保に資する先導的な取組」(IT活用による効率的な合同調達等)への支援を追加しています。



(2) こどもみらい住宅支援事業

①制度の目的

新設された本支援事業の目的は、「子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助することにより、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る」というものです。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯
※若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯
(年齢はいずれも令和3年4月1日時点)

②補助対象

補正予算案閣議決定日（令和3年11月26日）以降に契約を締結した、高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象となります。注意すべき点としては、登録を行った事業者が補助申請をして、補助金は事業者に交付され、その後ユーザーに還元されること。事業者登録の開始は1月からと予定されています。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅*	補助額
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100万円／戸
②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅)	80万円／戸
③省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅)	60万円／戸

*対象となる住宅の延べ面積は、50m²以上とする。

住宅のリフォーム

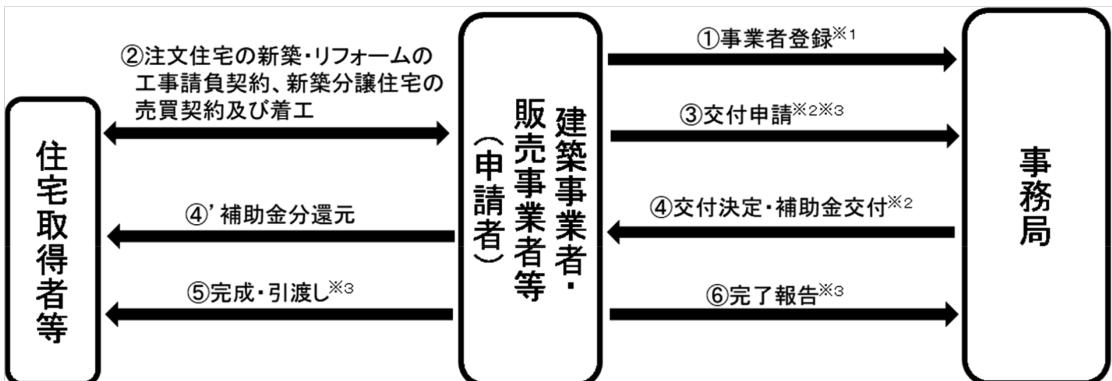
対象工事	補助額
①(必須)住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円／戸*
②(任意)住宅の子育て対応改修、耐震改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円／戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円／戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円／戸

[国土交通省「令和3年度 住宅局関係補正予算の概要」(令和3年11月26日)より]

③手続き

前述の通り、新築住宅の建築事業者または販売事業者、およびリフォーム工事の工事施工者が補助金の申請および交付を受けるもので、交付された補助金は住宅取得者に還元される必要があります。申請にあたっては還元方法について、あらかじめ両者（事業者と施主等）で同意している必要があります。

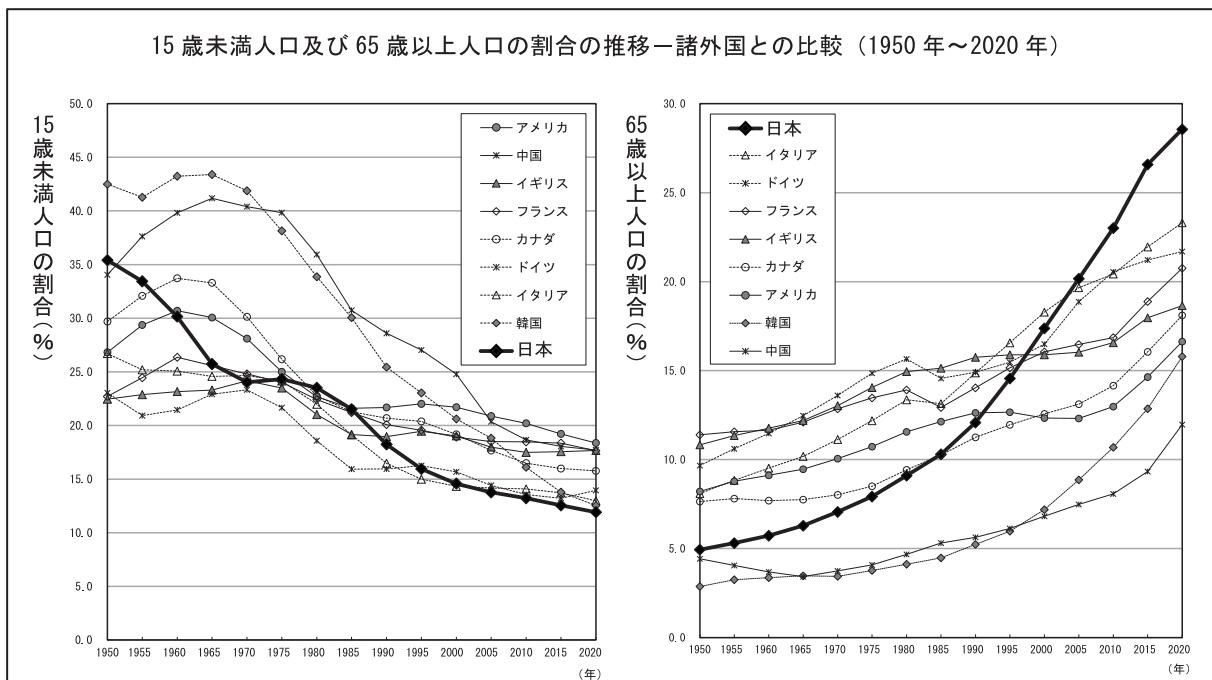
<申請フロー図>



[国土交通省「こどもみらい住宅支援事業を創設します!」別添資料より]

11月の末に公表された「令和2年国勢調査 人口等基本集計」によると、我が国の人口は1億2,614万6,000人(2020年10月1日現在)で引き続き減少しており、少子化と高齢化の結果として、日本は15歳未満人口の割合が世界で最も低く、65歳以上人口の割合は世界で最も高い水準の国となったとしています。

今回の令和3年度補正予算を見ても、これから住宅政策・市場において重要な視点は「省エネ・カーボンニュートラル」に「子ども・子育て支援」を加えたものになってきているのは間違いないありません。



資料：United Nations, "World Population Prospects, The 2019 Revision"による年央推計値。ただし、日本は国勢調査の結果による。
 注) 日本の2015年及び2020年は不詳補完値により算出。2010年以前は分母から不詳を除いて算出

[総務省「令和2年国勢調査 人口等基本集計 結果の要約」より加工作成]

匠総合法律事務所の法律基礎知識 「匠総合法律事務所ホームページ」 (秋野弁護士)

皆様は、匠総合法律事務所のホームページを閲覧されたことがありますでしょうか?このホームページには、各弁護士の案件実績というページがあり、各弁護士が取り扱ったテーマをご案内しています。

ホームページ上で案件実績の検索が可能です

The screenshot shows the homepage of 'The Lawyer's Office'. At the top, there is a navigation bar with links to 'Lawyer's Office', 'About the Office', 'Business Fields', 'Case Search', 'Lawyer Introduction', 'Legal Practice Agreement', and 'Recruitment Information'. Below the navigation bar, a banner reads '案件検索' (Case Search) and '案件・企業法務の実績を分野やキーワードで検索できます' (You can search for case results by field or keyword). The main content area has a form for 'Case Search' with dropdown menus for 'Business Field' and 'Lawyer', a 'Free Keyword' input field, and buttons for 'Search' and 'Clear'. Below this, there is a section titled 'Main Cases' with three examples: '遺産分割調停' (Inheritance Dispute Settlement), '請負契約の施工者都合解除に伴う損害賠償請求' (Compensation claim due to contractor's fault), and '建設業法・建築士法・宅建業法に関する法務デューデリジェンス' (Legal Due Diligence regarding Construction Industry Law, Architectural Engineer Law, and Real Estate Business Law).

実績の関連項目も表示されます

The screenshot shows a detailed view of a case handled by a lawyer. At the top, it says '各案件実績の担当弁護士と同分野の実績が表示されます' (The lawyer in charge of each case and their professional experience in the same field are displayed). Below this, it shows a profile for '有賀 幹夫' (Yukio Uchida), a lawyer who is a partner at the Tokyo office. A list of '同分野の案件実績' (Cases in the same field) is provided, including items such as disputes over the use of bolts in construction, special equipment regulations, interpretation of building codes, basic formality requirements, seismic resistance levels, new building regulations, fire safety standards, and structural failure due to poor foundation.

月間住宅関連法律情報という月刊誌の購読者向けに、企業法務実績があるテーマにつきまして弁護士見解書の提供サービスを開始したところ、多くのニーズをいただくようになりました。

サービス開始をした2021年8月から11月までのホームページ閲覧件数をランキングにしましたので、ご覧ください。

2021年8月～11月 LOアクセス数（上位10個）



No.	タイトル	ページ別 訪問数
1	「虚偽報告を行った社員に対する懲戒処分等の対応方針」	1,066
2	「雨水流入に関する法的責任(民法214条、同218条)」	935
3	「下請業者が行った解体工事の振動により近隣建物に発生した亀裂等の損害を、事業主が被害者に賠償した上で、当該下請業者に対して、被害者に賠償し金額を損害として賠償請求した訴訟事件」	879
4	「履行遅延違約金の考え方・計算方法」	811
5	「建築後10年以上経過した物件における施工不良を理由とした不法行為責任」	777
6	「一体不可分契約の解除について」	716
7	「構造上の建築瑕疵に基づく損害賠償請求に対して、消滅時効の主張が認められた訴訟事件」	626
8	「越境に関する覚書締結交渉について」	624
9	「民法234条に基づく建築工事中止請求について」	590
10	「近隣住民が建築工事を差し止める手法等について」	588

この閲覧件数をみると、今、現時点で全国の住宅会社が「どのようなクレーム、法律問題に悩んでいるのか？」がよく分かります。

今後も、3か月に1回程度で分析をし、皆様に紙面でご案内していきたいと思います。